

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令案について

平成 28 年 2 月
総務省統計局

1 改正の背景

社会生活基本調査(統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計調査)は、社会生活基本調査規則(昭和 56 年総理府令第 38 号)の定めるところにより、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、仕事や家庭生活、地域活動等に費やされる時間など国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として、実施しています。

本調査を平成 28 年に実施するに当たり、近年の社会情勢等を踏まえ、調査事項を見直したことに伴い、所要の改正を行います。

2 改正の概要

調査事項の追加・廃止及び調査対象の変更を行うため、当該規定の一部を改正します。

(1) 調査事項の追加

「スマートフォン・パソコンなどの使用状況」の追加

(2) 調査事項の廃止

「携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況」、「通勤時間」及び「子の住居の所在地」の廃止

(3) 調査対象の変更

「ふだんの健康状態」に関する調査対象を 15 歳以上から 10 歳以上に拡大

3 今後のスケジュール(予定)

公布日:平成 28 年 4 月上旬

施行日:公布の日